

議案第 6 号

俱知安町課設置条例の一部改正について

俱知安町課設置条例の一部を次のように改正する。

令和8年6月8日提出

俱知安町長 文字 一 志

倶知安町課設置条例の一部を改正する条例

倶知安町課設置条例（平成27年倶知安町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条農林課の項中第3号の次に次の1号を加える。

(4) 土地改良事業に関すること。

第2条建設課の項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

説 明

土地改良事業を、建設課から農林課の所管とするため。

倶知安町課設置条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～こども未来課 (略)</p> <p>農林課</p> <p>(1) 農業の振興に関する事。</p> <p>(2) 林業の振興に関する事。</p> <p>(3) 治山に関する事。</p> <p><u>(4) 土地改良事業に関する事。</u></p> <p>観光商工課・まちづくり新幹線課 (略)</p> <p>建設課</p> <p>(1) 土木事業に関する事。</p> <p>(2) 道路の認定及び廃止に関する事。</p> <p>(3) 道路、河川等の整備及び維持修繕に関する事。</p> <p>(4) 豪雪対策に関する事。</p> <p>(5) 町営住宅に関する事。</p> <p>(6) 都市公園等の整備及び維持管理に関する事。</p> <p>[削る]</p> <p><u>(7) 地図データに関する事。</u></p> <p>水道課 (略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～こども未来課 (略)</p> <p>農林課</p> <p>(1) 農業の振興に関する事。</p> <p>(2) 林業の振興に関する事。</p> <p>(3) 治山に関する事。</p> <p>[新設]</p> <p>観光商工課・まちづくり新幹線課 (略)</p> <p>建設課</p> <p>(1) 土木事業に関する事。</p> <p>(2) 道路の認定及び廃止に関する事。</p> <p>(3) 道路、河川等の整備及び維持修繕に関する事。</p> <p>(4) 豪雪対策に関する事。</p> <p>(5) 町営住宅に関する事。</p> <p>(6) 都市公園等の整備及び維持管理に関する事。</p> <p><u>(7) 土地改良事業に関する事。</u></p> <p><u>(8) 地図データに関する事。</u></p> <p>水道課 (略)</p>